

JSPO 公認コーチングアシスタント資格への移行手続き

スポーツ少年団の「認定員」指導者が令和6年度以降も継続して「指導者」として登録する場合は、令和5年11月までに日本スポーツ協会（以下JSPO）公認指導者資格（コーチングアシスタント資格）への移行が必要となります。（認定員と競技種目でJSPO公認スポーツ指導者資格を持っている人は対象外です）

スタートコーチ資格の創設

これまでの認定員資格に替わり、登録・更新制のJSPO公認スポーツ指導者資格が創設されました。

- JSPO公認スポーツ指導者資格 … **A** 団指導をする人で「スポ少理念あり」の指導者
B 競技種目でJSPO公認指導者資格を持っている人

スポ少指導者の区分

- A** 「スポ少理念を学んだ（理念ありの）指導者」… 認定員・認定育成員、スタートコーチ資格を持つ人
 （スタートコーチ資格 … 1日の講習会で取得でき、次年度より「スポ少理念あり指導者」として登録できます。）
- B** 「スポ少理念を学んでいない（理念なしの）指導者」… **A** 以外でJSPO公認スポーツ指導者資格を持つ人
 （例：サッカー・バスケットボール競技でC級以上）

理念ありの指導者

単位団には、必ず2名以上の「スポ少理念あり」指導者の登録が必要です。

コーチングアシスタントへの移行

認定員は「スポ少理念あり指導者」に該当します。令和6年度以降も指導を続ける（スポ少理念ありの指導者である）場合は、コーチングアシスタントへの移行が必要になります。

- ※ **A** 認定員かつ **B** JSPO公認スポーツ指導者資格をお持ちの方は移行不要です。
 ※認定育成員は既にJSPO公認スポーツ指導者資格保有のため移行は不要です。

| | |
|---|---|
| A 認定員 | <ul style="list-style-type: none"> ・「理念あり指導者」 ・認定員はコーチングアシスタントへの移行が必要 |
| A スタートコーチ | <ul style="list-style-type: none"> ・「理念あり指導者」 ・JSPO公認スポーツ指導者 |
| B バレーボールなどの競技別資格 (サッカー・バスケットC級以上含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・Bのみは「理念なし指導者」 ※「理念あり指導者」となるためには<u>スタートコーチ資格</u>の取得が必要です。 ・認定員+B保有者は移行の必要なし ・JSPO公認スポーツ指導者 |

コーチングアシスタント移行手続き

令和5年11月までに移行申請を行う必要があります。移行の際は講習の必要はなく、WEB上での手続きとなります。
 ※申請から認定まで約6ヶ月かかります。

JSPO公認指導者資格はスポーツ少年団ではなく、日本スポーツ協会が一元管理する個人資格となりますので、申請は日本スポーツ協会のWEBページより指導者が各自で行う必要があります。

費用：13,000円（資格登録料10,000円、初期登録料：3,000円）

※令和5年11月までに移行申請をしなかった場合、令和6年度以降のスポーツ少年団登録は「役員・スタッフ」登録になります。

移行後の手続き

4年ごとに更新研修の受講（指導に必要な新たな知識を学ぶ）と資格登録の更新手続きが必要になります。

費用：講習会受講料（受講する講習会により異なります）、更新登録料10,000円



資格移行手続きマニュアル
 (日スポ)